

令和2年7月30日
わくわく体験館

新型コロナウイルス感染症の発生に伴うわくわく体験館の使用に関する要領

1. 趣旨

本要領は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、わくわく体験館の利用者の生命と安全を確保するため、その使用に関する取り扱いを示すものである。

なお、国または県から公共施設の取り扱いについて指示等が示されるなど、状況に変化があった場合は、本要領も見直すものとする。

2. 使用の制限について

(1) 施設の使用の制限

次の各号のいずれかに該当する施設については、使用を許可しない。ただし、今後、感染防止対策を十分に行ったうえで、施設ごとに使用の開始日を決定する。

なお、使用開始日は別に定める。

- ① 会議室 開始日:令和2年6月1日
- ② わくわく工房・ガラス工房 開始日:令和2年6月15日
- ③ 体育館 開始日:令和2年7月1日
- ④ 宿泊室(グループ室、調理室含む) 開始日:未定
- ⑤ 浴室 開始日:未定

(2) 使用人数の制限

使用する部屋において、利用者1人当たり4平方メートル以上のスペースを確保できない場合は、使用を許可しない。

(3) 利用者の制限

- ① 利用者には、次の各号のいずれかの症状があった場合は、当該利用者の使用を許可しない。

ア 発熱、咳、鼻水、喉の痛み等風邪の症状

イ 味覚または嗅覚に異常を感じる

ウ 倦怠感(身体のだるさ)や息苦しさ

- ② 利用者が、過去14日以内に、海外から入国した場合は、当該利用者の使用を許可しない。

(4) 活動の制限

- ① 物品販売、イベント等の利用者が不特定多数になる活動については、利用者の健康状態等の把握が困難になることから、使用を許可しない。

- ② 屋内での飲食(水分補給は除く。)は許可しない。ただし、その活動の性格上飲食が不可欠な場合を除く。

3. 遵守事項について

わくわく体験館の使用についての遵守事項は、可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例第18条に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) わくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1)、ただし、ガラス工芸体験を行う場合においては、ガラス工芸体験チェックリスト(別紙1-2)に必要事項を記載の上、施設の使用前にわくわく体験館に提出すること。
- (2) 団体で使用する場合は、わくわく体験館使用者名簿(別紙2)に必要事項を記載の上、退館までにわくわく体験館に提出すること。
- (3) 30分毎に1回以上(1回当たり3分以上)、窓、出入口等2方向を開放し、換気を行うこと。
- (4) 使用者全員が常時マスクを着用すること。ただし、熱中症の恐れがある場合や次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ① 水分補給をする時
 - ② 飲食をする時
 - ③吹奏等をする時④ 2歳未満の乳幼児
 - ⑤ 各種団体等が策定するガイドラインの適用を徹底すること
- (5) 使用する部屋において、使用者の間隔をできるだけ2メートル以上保つこと。ただし、同居の家族の間においては、この限りではない。
- (6) 飲食をする場合は、対面場面を作らない、人と人との距離を確保する、会話を極力控えることを徹底すること。
- (7) 部屋の使用前、使用後に消毒を実施すること。
- (8) 調理器具や工具など使用する備品の使い回しはせず、使用後は使用者が必ず洗浄または消毒を行うこと。
- (9) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ること。
- (10) わくわく体験館の使用に当たっては、本要領の他に、可見市新型コロナウイルス感染防止対策施設運営基本方針で示す事項及び感染症拡大防止のため各種団体等が策定するガイドラインの適用を徹底するものとする。

4. わくわく体験館における感染症防止対策について

- (1) わくわく体験館の感染症防止対策実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、わくわく体験館長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、わくわく体験館の使用にあたって、新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト(別紙3)に基づき、適切な感染症防止対策を実施する。
- (3) 実施責任者は、わくわく体験館の使用を希望する者全員から新型コロナウイルス感染症防止対策に基づくわくわく体験館使用チェックリスト(別紙1-1、1-2)を提出させ、使用の可否を判断する。
- (4) 実施責任者は、使用者全員にわくわく体験館を使用される皆様へ(別紙4)を渡して、遵守事項の徹底を図るとともに、代表者からわくわく体験館使用者名簿(別紙2)を提出させる。

- (5) 実施責任者は、不特定多数の者が予約なしで使用できるロビー等について、30 分以下とし、これを超える場合は、使用者に対しわくわく体験館使用者名簿の提出を求める。
- (6) 実施責任者は、適宜施設内の消毒を行う。
- (7) 実施責任者は、使用者に対し厚生労働省の接触確認アプリや岐阜県感染警戒QRシステムの利用を奨励する。

5. 適用期間

本要領の適用は、令和 2 年 8 月 1 日から、日本政府による新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発表される日までとする。

附則

| | |
|-------------------|------------------|
| 令和 2 年 5 月 25 日作成 | 令和 2 年 6 月 1 日適用 |
| 令和 2 年 6 月 19 日作成 | 令和 2 年 7 月 1 日適用 |
| 令和 2 年 7 月 30 日作成 | 令和 2 年 8 月 1 日適用 |